

公益社団法人日本金属学会 学会賞規程

(規程の目的)

第1条 日本金属学会賞の資金の設立、管理及び運用並びにこの賞の事業の運用を適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

(資金の設立)

第2条 本会は、昭和12年2月14日日本多光太郎博士から寄付された10,000円をもとに、この事業を行うため、昭和12年2月14日にこの資金を設立する。

2 昭和37年4月1日財団法人本多記念会から寄付された1,500,000円を資金に加える。

3 平成25年3月1日入会金を積立てした基本財産10,000,000円を資金に加える。

(資金の名称)

第3条 この資金の名称は、日本金属学会賞資金とする。

2 資金の名称を変更する場合には、理事会の決議を要する。

(事業の目的)

第4条 この賞の事業は、奨学のため、金属及びその関連材料の学術及び科学技術の振興に顕著な貢献をした者に授賞することを目的とする。

(資金の管理及び運用)

第5条 この賞の資金の元金は、本会の他の財産とは分別して、管理する。

2 この賞の資金は、元本を保証する預貯金及び投資有価証券他によって運用する。

(資金及び運用益の使途)

第6条 この資金及びその運用益は、第4条に定めるこの賞の事業に使用しなければならない。

(事業の費用の充当の順序)

第7条 この賞の事業の費用の充当は、まずこの賞の資金の運用益で行い、運用益だけでは不足する場合には資金の一部又は全部を取崩して行う。

2 事業の費用の一部を充当することができない場合には、理事会の決議により、本会の財産で償うことができる。

(資金の取崩)

第8条 この賞の資金の一部又は全部の取崩しは、理事会の決議を要する。

(会計)

第9条 この賞の事業に係る予算及び決算は、理事会の決議を要する。

2 前項の予算及び決算は、本会の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。

3 この賞の資金の残高は、本会の貸借対照表及び財産目録に記載する。

(事業の運営組織)

第 10 条 この賞の事業は、理事会の決議により、学会賞選考委員会を設置して運営する。

2 選考委員会の委員長は本会会長が、委員は理事が就任する。

3 委員がこの賞の応募者と特別な関係がある時は、委員になることができない。

(事業の内容)

第 11 条 この賞の事業の内容は次のものとする。

(1) 募集

(2) 選考

(3) 授賞

(4) 結果の公表

(募集)

第 12 条 この賞の応募要領は、会報及びホームページに掲載する。

2 応募は、本会の社員が、候補者の履歴書及び推薦理由書を付し本会会長に申し込むものとする。

3 本会理事は候補者を追補することができる。

4 前 2 項において、広く内外の学会又は専門家の推薦を参考とすることができる。

5 候補者は本会会員であることを要しない。また候補者は国籍によって制限されることがない。

6 推薦書類の具体的な記載内容は、別に定める。

(選考)

第 13 条 この賞の選考は、毎年 1 回第 10 条に定める選考委員会が行う。

2 選考の基準は、委員会が別に定める。

3 選考委員会は、候補者の中から 1 名を最終候補者として選定し、理事会に諮る。

4 理事会で、授賞候補者を決定する。

5 適当な候補者がいない場合は、その年度は授賞しない。

(授賞)

第 14 条 この賞は、本会の春期講演大会の機会に授賞する。

2 授賞は、賞状及び賞牌（金牌）とする。

3 授賞内容を変更する場合には、理事会の決議を要する。

4 受賞者は、受賞記念講演を行う。

5 受賞者に滞在費の一部を補助する。その額は別に定める。

(結果の公表)

第 15 条 この賞の授賞の結果は、本会の会報及びホームページに掲載する。

2 掲載事項は、受賞者名、所属及び受賞理由とする。

3 公表時期は、受賞者が授賞を承諾した後とする。

(委員会の関与)

第 16 条 この規程に疑義が生じた場合は、学会賞選考委員会で協議する。

(規程の変更)

第 17 条 この規程を変更する場合は、理事会の決議により、変更することができる。

(規則)

第 18 条 この規程の運用に必要な事項は、委員会の決議により、規則に定める。

附則

- | | | |
|----------------------|--------------------|---|
| 1. 昭和 12 年 | 制定 | |
| 2. 昭和 37 年 3 月 17 日 | 一部改訂(第 310 回理事会決議) | 資金を基金に変更、基金追加等 |
| 3. 平成 21 年 3 月 19 日 | 一部改訂(第 851 回理事会決議) | 条文小見出し、基金取崩条文追加等 |
| 4. 平成 21 年 7 月 16 日 | 一部改訂(第 855 回理事会決議) | 基金を資金に変更 |
| 5. 平成 22 年 8 月 10 日 | 一部改訂(第 864 回理事会決議) | 委員会の関与の条文の追記 |
| 6. 平成 22 年 12 月 6 日 | 一部改訂(第 866 回理事会決議) | 授賞時の入会義務の削除 |
| 7. 平成 23 年 2 月 1 日 | 一部改訂(第 867 回理事会決議) | 委員会の関与の条文の改訂 |
| 8. 平成 24 年 8 月 7 日 | 一部改訂(第 880 回理事会決議) | 施行は公益社団法人移行日
基本財産からの資金追加および評議員に関する定め
の削除等 |
| 9. 平成 25 年 3 月 1 日 | 一部改訂(第 884 回理事会決議) | 法人名称変更他 |
| 10. 平成 26 年 12 月 5 日 | 一部改訂(第 897 回理事会決議) | 事業の目的の改訂 |